

氏名	福島 雅子
ヨミガナ	フクシマ マサコ
学位の種類	博士（美術）
学位記番号	博美第446号
学位授与年月日	平成26年3月25日
学位論文等題目	〈論文〉 徳川家康所用服飾類の研究

論文等審査委員

（主査）	東京藝術大学	准教授	（美術学部）	片山 まび
（副査）	東京藝術大学	教授	（美術学部）	佐藤 道信
（副査）	東京藝術大学	教授	（美術学部）	松田 誠一郎
（副査）	東京藝術大学	准教授	（美術学部）	須賀 みほ
（副査）	武蔵大学	教授	（人文学部）	丸山 伸彦

（論文内容の要旨）

近世初期の武家服飾研究において、徳川家康（1542－1616）所用と伝えられる服飾類は、家康歿後の遺産相続目録である「駿府御分物帳」記載の遺品と考えられる作例が多数伝世するなど、伝来の確かな染織遺品として極めて重要な作品群といえる。また、これらの作品群が制作された桃山時代から江戸時代初頭にかけての時期は、大袖から小袖への服飾形式の大きな転換期であるとともに、江戸時代を通じて武家服飾の規範となる形式の成立期でもあり、当該作品群はこの一大過渡期の特徴を顕著に示す好例といえる。しかし現在、これら諸作例の日本服飾史上における位置付けや、江戸時代を通じて武家服飾に与えた影響については、十分な検討がなされていないと言いがたい。このような状況を踏まえ、本論では、「徳川家康」という「所用者」に着目することで、他に類を見ない、中近世移行期の現存する服飾類の遺品群として徳川家康所用服飾類を考察の対象として捉え、各作例を個別に精査検討することにより、その日本服飾史上における位置付けと、創出の意義を明らかにするとともに、江戸時代を通じて規範となった武家服飾形式に及ぼした影響について導き出すことが目的である。

まず、第Ⅰ部「辻が花染の服飾類」では、徳川家康所用の辻が花染遺品を詳細に検討することにより、中世から近世への移行期に新たな近世的服飾文化が創出された過程を明らかにするとともに、家康所用の辻が花染の服飾類がそのような大きな転換期に果たした役割について解明することを目指した。第一章では、徳川家康所用の辻が花染の服飾類について、各作例の伝来に注目し、駿府御分物と下賜品に分けて検討を進めた。さらに第二章では、東京国立博物館所蔵「白紫段練緯地葵紋散模様陣羽織」について、付属する畳紙墨書内容を検討し伝来を再考するとともに、技法と形態に関する諸問題、ならびに葵紋散らしの意匠に関する考察を行い、その制作年代が桃山時代前期に求められる可能性を指摘した。第三章では、辻が花染の遺品群の中でも、その終尾に位置すると考えられる東京国立博物館所蔵「白練緯地松皮菱竹模様小袖」について考察した。

次に、第Ⅱ部「小紋染服飾類の展開」では、現存する家康所用の小紋染服飾類について、これまで言及されることのなかった小紋染の技法や使用された型紙の大きさと生地の関係等について検討し、中世から近世初期の小紋染の技法について解明するとともに、近世初期の武家服飾における小紋染の展開に家康所用の小紋染服飾類が果たした役割について考察した。まず第四章では、近世初期における小紋染の展開を、紀州東照宮所蔵「紺地宝尽小紋小袖」を中心に論じた。第五章では、徳川美術館が所蔵する徳川家康所用の小紋染の小袖および袴類をとりあげ、調査結果に基づき技法や意匠等に関する分析を行い、これまで言及されることのなかった小紋染の技法や使用された型紙の大きさと生地の関係等について検討した。さらに第六章では、家康最晩年の所用品と考えられる江戸東京博物館所蔵「萌葱地葵紋付小紋染羽織」を中心に、小紋染技法の

発展と、江戸時代以降に規範となった武家服飾形式の成立について考察した。

第Ⅲ部「近世武家服飾の形成」では、近世初頭において広袖に替わり広く中心的な衣服となった小袖にほどこされる家紋などに注目し、家康所用服飾類を通して近世武家服飾の形成過程を検討するとともに、「徳川家康」という「所用者」に着目し作品群全体を包括的に検討することで、その服飾様式を提示し、さらに家康所用の服飾類が、江戸時代を通じて規範となった武家服飾形式に及ぼした影響について考察した。まず第七章では、家康所用の小袖類における五つ紋の形成過程について、特に規範成立期の過渡的様相を強く示していると考えられる小袖類に注目し、検討を進めた。第八章では、雁金屋関係資料のうち雁金屋の呉服注文台帳類にみられる徳川家康および徳川将軍家の服飾に関する全ての記述を検討し、服飾類の制作者側の史料より、五つ紋などの定型化の流れや徳川家康や徳川将軍家が制作させた服飾の傾向を読み解いた。さらに第九章では、徳川家康所用服飾類について、その服飾様式を包括的に考察することにより、近世初期の武家服飾の形成過程を解明することを目指した。

最後に結論として、第一章から九章において個別に論じた徳川家康所用服飾類について、その服飾様式を包括的に考察した。本論におけるこのような様々な側面からの考察の結果から、今一度、家康所用の服飾類について日本服飾史の流れの中でその位置付けを捉え直せば、それは服飾史上の最も大きな転換期に、これまでにない服飾形態と技法の組み合わせにより成し得た、家康が目指した徳川将軍家と武家を中心とする統治制度を具現化するための、新たな武家服飾の創出と捉えることができるだろう。家康所用の服飾類において確立された武家服飾の規範は、徳川将軍家に受け継がれるとともに、諸大名にも影響を及ぼすことで、個人の服飾の要素から、江戸時代の武家服飾形式を形成する基本理念へと昇華し、江戸時代の武家服飾形式の源としての大きな役割を果たしたといえる。

(総合審査結果の要旨)

日本史上で最も有名な人物のひとり、徳川家康（1542～1616）は、江戸幕府の初代将軍であり、その後の長大な武家政権支配の礎を築いた人物である。意外にも家康所用の服飾類については、従来、断片的に論じられてきたにとどまり、染織史、もしくは服飾史上の位置づけについては深く検討されてこなかった。これに対する福島雅子氏の論文は、壮年から晩年にかけての家康の服飾の編年考察と、その史的な位置付けを行い、新知見に富んだ労作である。同氏の論文の最大の意義は、基準作のきわめて乏しい日本染織史上に新たな作例を加え、その成果がひとり染織史研究にとどまらず、日本史研究においても大きなインパクトをもつと期待されることにある。

第Ⅰ部は、本学学部卒業論文、修士論文に加筆修正を加えたものである。東京国立博物館所蔵の「白紫段練緯地葵紋散模様陣羽織」が本能寺の変後、「伊賀越え」における前島祐徳の功による家康からの下賜品であること、同館蔵「白練緯地松皮菱竹模様小袖」が慶長年間を下限とし、家康から狂言鷺流十世家元正次に下賜されたものであることを導き出している。新史料、形態、技法分析による年代考察はきわめて説得力に富み、戦国から江戸時代にかけての染織における定点を初めて提示した点で高く評価できよう。

第Ⅱ部では、博士課程の研究題目であった小紋染の作例を中心に論を展開している。麻布の幅にあわせて制作された型紙が家康の袴、小袖類に用いられていることを初めて指摘し、小紋染の年代を決定づけるうえで重要な基準を提示している。同氏は本学ならではの環境を生かし、実作者とともに染織品の復元にも取り組んでいるが、技法に関する卓越した知見が研究成果に結びつくこととなったと言えよう。

第Ⅲ部は、博士論文を執筆するなかで取り組んできた服制史における家康所用の服飾類の位置づけを試みている。おおむね史料を中心として論じ、江戸時代に定型化が進む五つ紋について家康所用の小袖類のなかでの変化を追い、その好みが徳川将軍家において継承されたことを新たに提示した。最終章は博士論文において加筆されたものであるが、徳川家康が公家系の衣服に対して素材、形態、技法、意匠などのすべてにおける武家の服飾を創出し、徳川将軍家はもちろん諸大名の服飾の規範となることを論じており、本論文の意義をあますことなく伝えている。

為政者個人の嗜好が時代の主流となることは、北東アジア工芸のなかではよく論じられるところであるが、

管見のかぎり日本工芸史のなかではさほど取り上げられてこなかった視点でもある。本論で明らかにされた、いわば「家康様式」の実像は、文字資料のなかでは導き出しえない、工芸研究においてのみ導き出される成果といえ、今後、史学研究における工芸史研究全体の価値をも底上げしていくものであろう。以上の理由をもって、福島雅子氏の論文は博士学位にふさわしいものと評価した。